



平成 18 年 12 月 19 日
関東管区行政評価局

地方支分部局等における指導監督行政 (立入検査)に関する調査 < 調査結果に基づく参考通知 >

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、関東管区行政評価局を含む 9 管区行政評価局等が、平成 17 年 4 月から 18 年 3 月にかけて実地に調査した結果等に基づき、国の地方支分部局等における立入検査の現況を明らかにするとともに、総務省本省から厚生労働省、農林水産省等に対して 18 年 12 月 19 日に通知するものです。

これに合わせて、関東管区行政評価局で現地において該当する実態を埼玉県及びさいたま市に対して参考通知するものです。

概 略

背 景

各省庁は、所管法令に基づき、立入検査等により事業者に対する指導監督を実施
立入検査権限の一部は、地方支分部局等の長に委任されているが、委任状況や実施方法等の実態は不明確
立入検査は、事業者が行う事業活動の広域的展開への的確な対応、事業者の負担の軽減等の観点から、効果的、効率的に行われる必要があるが、複数の行政機関が同一事業者に対して同一年度に立入検査を重複して行う等の例あり

調査の実施

この調査は、国の地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）の実施状況を調査
調査対象：10省庁21地方支分部局

調査結果の概要

第1 地方支分部局等が行う立入検査の現況（略）

第2 調査の結果、改善の必要が認められる事項

1 地方支分部局等の管轄区域を越えて事業を行う者に対する的確な立入検査の実施（略）

2 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進
立入検査の結果把握された法令違反等の情報の関係部局への提供が不十分

本省の通知先：厚生労働省
農林水産省等
関東管区行政評価局の参考通知先：
埼玉県、さいたま市
通知日：平成18年12月19日

第2 調査の結果、改善の必要性が認められる事項

2 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進

立入検査の結果把握された法令違反等の情報の関係部局への提供が不十分

農薬販売業者等に対する都道府県の立入検査（農薬取締法第13条、毒物及び劇物取締法第17条第2項）

制度の仕組み

- 農林水産省及び厚生労働省は、都道府県に対し、次の助言
- ・ 立入検査の結果については、農薬取締法担当部局と毒物及び劇物取締法担当部局で連絡を密にし、相互の情報の活用を図ること
 - ・ 農薬取締法に基づく立入検査の結果、法に違反する行為等があった場合には、毒物及び劇物取締法担当部局、食品衛生法担当部局その他の関係部局に情報提供を行うこと

調査結果

農薬取締法に基づく立入検査で毒物及び劇物取締法違反とみられる事例を把握していながら、担当部局に情報提供を行っていないものあり（9道府県中2県で10件）。

うち埼玉県では、平成16年4月～17年9月の間に単独で実施した立入検査105件中、倉庫内等で毒劇物や農薬が分別管理されていないもの6件。

通知要旨

農薬取締法や毒劇物取締法に基づく立入検査の結果、法令違反の事実等の情報を得た場合は、その情報を都道府県等の毒劇物取締法担当部局及び農薬取締法担当部局間で相互に情報交換し、情報の共有化を進めるよう助言を徹底すること。（厚生労働省、農林水産省）